後期高齢者医療制度 医療費の全額を自己負担したときは

後期高齢者医療制度では、医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部の払い戻しが受けられることがあります。

申請方法等、詳細は問い合わせください。

・やむを得ない理由で、保険診療を扱っていない医療機関で受診した時や被保険証を提示しないで診療を受け、費用の全額を支払ったとき
・医師が治療上必要と認める、コルセット等の治療用装具を作ったとき
・医師が必要と認めるはり、きゅう、あんま、マッサージの施術を受けたとき
・海外に渡航中、治療を受けたとき

※ただし治療が目的で渡航した場合は対象外
・骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたとき
・負傷、疾病等により、移動が困難な患者が医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、申請が認められたとき

申・問市民課国保年金班 ☎(70)0334

4月よりガス料金を改定します

今回の改定は、消費税および地方消費税の増税と地球温暖化対策のための税の段階施行により、石油石炭税が増税されることに伴うもので、公平に皆さんにご負担をいただくための改定となっています。

改定の詳細は、広報4月号でお知らせします。

なお、「地球温暖化対策のための税」についての詳細は、環境省のホームページ（URL http://www.env.go.jp/policy/tax/about.html）をご覧ください。

※4月請求分のガス料金は、改定前の料金表（消費税等も5％）により計算されます

問ガス事業課 ☎(72)1131

介護用品支給票を交付

在宅介護を支援するため、介護用品支給票を交付します。

▼対象＝市内に住所を有し、在宅で介護を受けている要介護4・5の方
※入院中または施設に入所等している場合を除く

▼限度額＝月5，000円

▼申請方法＝要介護者の介護保険被保険者証と申請者の印かんを持参のうえ、高齢者支援課の窓口で申請
※申請は介護している家族でも可

▼利用方法＝市から決定通知書および介護用品支給票を送付しますので、介護用品支給事業取扱店で介護用品支給票および介護保険被保険者証を提示して、支給対象の介護用品をお受け取りください。

・利用は申請の翌月からです。
・現在利用中の方は、要介護認定期間が終了する月および毎年3月に再度申請が必要です。

申・問高齢者支援課高齢者支援班 ☎(70)0332

▼その他

障害者計画素案に対する意見を募集

市では、すべての人が障害の有無にかかわらず、その人らしく生活できる社会づくりを目的として、平成21年に策定した「大網白里町障害者計画（後期計画）」に従い、障害福祉を推進してきました。策定から5年が経過したことから、より時代に即し、本市にあった計画とするための見直し作業を進め、この度「大網白里市障害者計画」素案を取りまとめましたので、皆さんの意見を募集します。

▶閲覧・意見募集期間
3月3日(月)～14日(金)

▶閲覧場所＝社会福祉課・本庁舎受付行政情報コーナー・白里出張所・中部コミュニティセンター（閉庁日は除く）、市ホームページ

▶意見提出方法＝任意の様式に住所、氏名、電話番号、意見を記入し、持参・郵便・ファクス・メールのいずれかで提出

※電話での受付、意見に対しての個別回答はできませんのでご了承ください

申・問〒299-3292 大網白里市大網115-2
社会福祉課社会福祉班
☎(70) 0330　FAX (72) 8454
✉fukushi@city.oamishirasato.lg.jp

プレミアム商品券の利用はお早めに

有効期限は3/20(木)

商工会が市内の経済活性化対策として販売した「大網白里市プレミアム商品券」の有効期限が近づいています。

使い忘れなどがないように注意して、取扱店でご利用ください。

問商工会　☎(72)0239

4月1日から国民健康保険の70歳以上の自己負担割合が変わります

70歳～74歳の方で、現役並み所得者以外の方の医療費の自己負担割合は、本来2割でしたが、国の特例措置により平成26年3月31日までは1割負担となっていました。

これが、平成26年4月2日から、新たに70歳になる方から段階的に本来の2割負担になります。

なお、平成26年4月1日までに70歳以上になっている方はこれまでどおり1割に据え置かれます。

●70歳～74歳の方の自己負担割合

平成26年3月31日まで			平成26年4月1日から	
一般	1割	→	昭和19年4月1日以前生まれの方（既に70歳になっている方）	1割
低所得者Ⅰ			昭和19年4月2日以降生まれの方（新たに70歳になる方）	2割
低所得者Ⅱ				
現役並所得者※	3割			

※同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる方。ただし、70～74歳の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により「一般」区分の取り扱いとなります。

・負担割合は70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から変更になります。

問市民課国保年金班　☎(70)0334

ねんきんナビ　国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで免除申請できるようになります。

これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

◇失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

※平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです

【注意事項】

・2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。
・申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
・全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

問千葉年金事務所
☎043(242)6328
市民課国保年金班
☎(70)0334

高齢者の相談窓口　地域包括支援センターだより

～介護は身近な問題!?～

皆さんは「介護」という言葉を身近に感じますか。

ご自身が介護を受けている方、家族を介護している方、仕事で介護に携わっている方、介護には全く縁のない生活の方、さまざまな方がいらっしゃると思います。

高齢化社会を迎え、ずいぶん「介護」は身近な言葉となってきていると思いますが、介護生活はある日、突然に訪れます。多くの方が準備も心構えもないままに、不安を抱えながら介護生活に入ることになります。

地域包括支援センターと在宅介護支援センターでは、介護についての相談を受け付けています。多い相談内容としては、「家族が入院しているが、退院にむけて介護サービスを利用したいがどうしたらいいか」、「離れて住む親が介護が必要になったが、どのようにしたらいいか」などがあります。介護保険の申請をして、認定結果（介護度）が出ると、担当のケアマネジャーが介護サービスの調整をします。ここまでくれば、今後の見通しもある程度つきますし、ケアマネジャーをはじめとする関係者への相談もしやすくなりますので、本人、家族ともに少し安心できます。

介護なしにいつまでも自立した生活を送りたいと思うのは誰しもの願いですが、誰にでも介護生活が訪れる可能性があります。介護生活をスムーズにスタートさせるポイントは、一人で抱え込まず誰かに相談することです。介護は大変なことですが、特別なことではありません。周りの人を味方につけて、頑張りすぎない介護を目指しましょう。

◇3月の出張相談
①7日(金)13時30分～15時
老人福祉センター「コスモス荘」
②14日(金)13時30分～15時（第2金曜日）白里公民館
※訪問することもできますのでお気軽にご相談ください

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

問地域包括支援センター
☎(70)0439　FAX (70)1093
在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎(70)1666